

AED（自動体外式除細動器）仕様書

1 目的

この仕様書は、久留米市広告付きAED設置事業において設置する自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の設置、維持管理、運用について必要な事項を定める。

2 設置日

令和3年9月1日までにAEDを設置し、その全機能を発揮できるようにすること。

3 AEDの仕様

- (1) 全ての施設のAEDは収納ボックスに設置すること。なお、市と設置事業者との協議により、AEDを広告と別の場所に設置することができる。
- (2) AEDのほか、保管・携行するためのケース、バッテリー、電極パット、小児に使用するための付属品、取扱説明書、その他使用する上で必要なものを付属すること。また、AED、バッテリー及び電極パットなど耐用期間が定められたものは、常にその期間内のものであること。
- (3) AED、電極パットともに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）上の認可がされていること。
- (4) JRC（日本版）ガイドライン2015に適合していること。また、音声ガイダンス及び取扱説明書が日本語であること。
- (5) 小児に対し使用可能であること。（電極パットの交換等付属品による対応を含む。）
- (6) 固形物体／液体の侵入に対する保護がIP55以上であること。
- (7) スタンバイ（待機）時の温度条件は0℃～50℃であること。
- (8) ショックが必要であると判断した後であっても、患者の心電図波形が通常に戻った場合には、安全機能として電気ショックを自動的に取り消し（キャンセルと内部放電）する機能があること。
- (9) バッテリー容量、波形出力システム、内部回路等の機能についてセルフチェックを毎日行うものであること。また、リモート監視機能等を有しセルフチェック結果が遠隔で確認できること。また、セルフチェック等で異常があれば、アラーム音を出すなど警告する機能があること。

4 保守管理・運用

- (1) AED等の設置及び維持管理は、すべて設置事業者が行うものとする。
- (2) AEDの耐用期間や電極パット等の消耗部品の交換時期を把握し、常に使用可能な状態を維持するよう適切な点検、交換を実施すること。

- (3) A E D使用後には、電極パット等の消耗品の交換を速やかに行うこと。
- (4) 故障発生時等の緊急時には、A E D を使用できない期間が生じることの無いよう、速やかに復旧作業を行うこと。また、緊急連絡先をA E D収納部分等に明示すること。

5 機器の設置

- (1) あらかじめ電源を投入して良好に作動することを確認し、使用可能な状態に設定すること。
- (2) 機器の設置は、設置日時、方法など設置箇所の施設管理者と協議したうえで実施すること。

9 その他

この仕様書に定めのない事項により疑義が生じた場合は、総務部財産管理課ならびに施設管理者と協議を行うこと。